

4) 津波

広範囲、かつ、甚大となる津波災害による被害を最小限にするため、大津波警報、津波警報、津波注意報の情報伝達体制、避難方法及び避難場所の整備に取り組みます。

【避難対象地域、避難方法、避難場所】

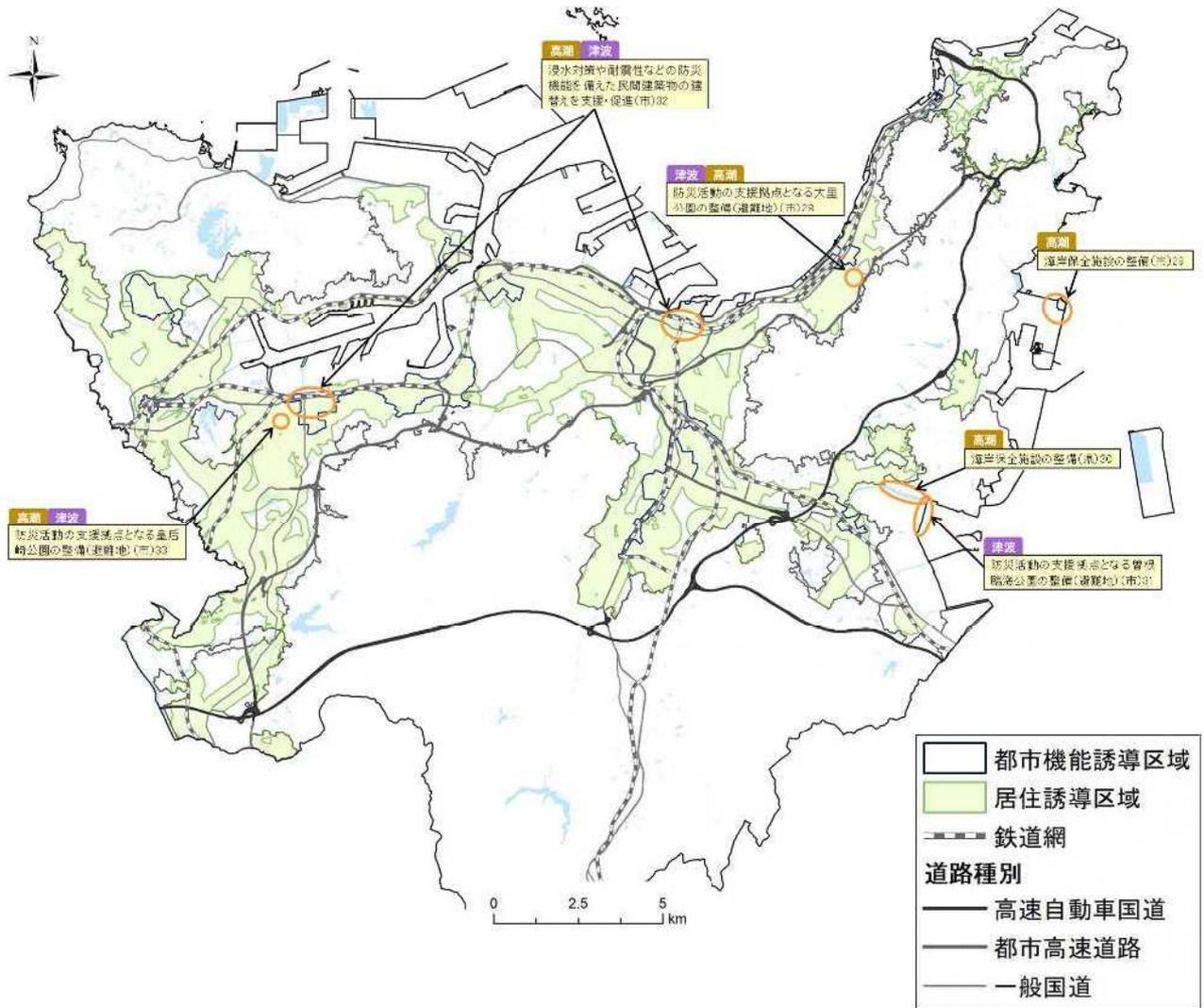
- 津波防災地域づくりに関する法律に基づき福岡県が設定した津波災害警戒区域などを踏まえ、津波が発生した際の避難対象地域を設定しています。
- 津波からの避難の目安とするため、津波ハザードマップの作成や海拔表示板等の標高周知方法について検討し、実施しています。
- また、住民に対しては、津波災害警戒区域外のできるだけ高いところに避難することや、浸水や土砂災害の危険性のある経路を避けること、複数の避難先や避難経路を確保することなどの周知を実施します。
- あらかじめ小学校区毎に避難場所等を選定し、定期的に見直しを行います。沿岸地域住民の緊急的な避難場所の確保に努めます。

5) 高潮

高潮に対する港湾施設の保全、海岸浸食による波浪の直接的災害等を予防するために必要な事業、又は施設の整備に取り組みます。

【港湾施設等の改修及び海岸保全事業】

- 港湾施設等の改修については、施設点検を着実に実施し、防災上の観点から必要となる改修を計画的に推進していきます。
- 海岸保全事業については、豊前豊後沿岸海岸保全基本計画に基づき、必要な防護機能を確保するため、今後も事業を推進します。
- 事業実施にあたっては、過去に記録された潮位に基づき、被災状況や施設の重要度を勘案し、適切な対応を講じます。
- ハード対策では防ぐことが出来ない規模の高潮に対しては、高潮ハザードマップなどを活用し、市民の防災意識の向上や、避難行動につながるソフト対策の普及に取り組みます。



■具体的な取組施策



防災活動の支援拠点となる大里公園の整備（避難地）



海岸保全施設の整備事業

6) ソフト施策による災害リスクの低減

想定を超える災害により、防ぎきれない事態が起こり得ることを前提として、被害をいかに減らすかということを主眼に、引き続きハード施策を実施していきます。ソフト施策についても、北九州市地域防災計画に掲げる災害予防・災害対策を基本として、的確な情報伝達や速やかで確実な避難行動、自主防災組織をはじめとした地域による助け合いなどを重点的に組み合わせた「減災」対策について、以下の施策を重点的に推進します。

【情報発信】

- 市民に対する防災知識等の普及
日常及び災害発生時に被害を最小限に抑えるためには、市民一人ひとりが災害に対する備えに万全を期するとともに、災害時に自らの確かな行動をとることが必要であるため、防災知識等の普及を図ります。
- 災害情報の広報
防災情報を伝達する手段の多重化を図り、誰でも必要な情報を入手できる環境づくりに努めます。

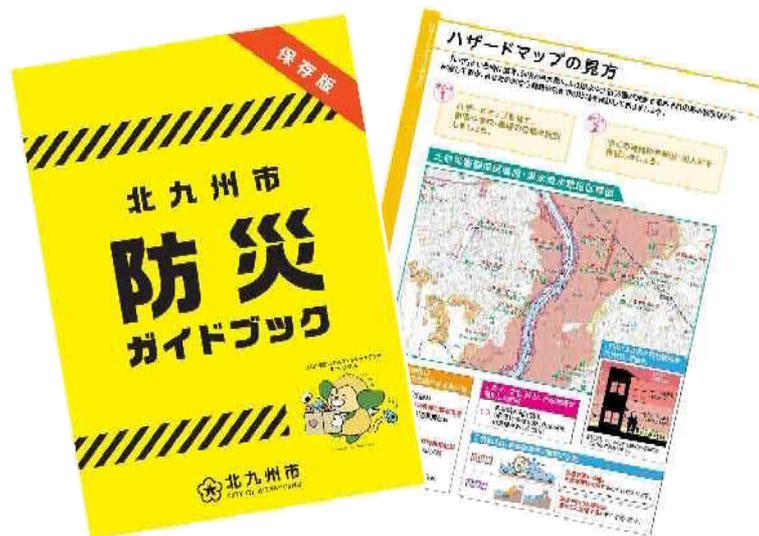
【訓練・体制】

- 自主防災組織の活動
自主防災組織とは、災害を未然に防止し、又は被害を軽減するために地域住民が連帯共同して、関係機関等と一体となって、地域ぐるみで自主的な防災活動を行う組織であり、防災訓練、被害予防、避難、初期消火、救護、情報伝達の活動を行います。
- 市民（自主防災組織等）が主体となって実施する防災訓練
“自らの命は自ら守る”という行動意識のもと、市民による主体的な防災行動が展開されることを目的とした防災訓練を行います。
- 市が主催する防災訓練
防災活動の円滑な実施を図るため、市民、防災関係機関、各種団体や民間企業等、多様な主体と連携した市総合防災訓練を行います。また、行政区における防災体制の充実、関係機関との連携、地域住民の防災意識の高揚や災害対応能力の向上等を目的に区防災訓練を行います。

【避難支援】

- 要配慮者支援体制の整備
災害時に支援を要すると予想される高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦、その他の特に配慮を要するもの（要配慮者）を災害から守り、被害を軽減するための対策を図るとともに、個々の状況に応じた効果的な避難支援の仕組みづくりを推進します。
- 予定避難所の必要な機能の整備
予定避難所に指定されている市民センター及び市立小中学校等について、予定避難所として必要な諸機能の整備に努めます。なお、施設の整備計画にあたっては、男女双方の視点から、要配慮者及び子育てなどに配慮します。

■具体的な取組施策



▲北九州市防災ガイドブック

(4) 市内全体の取組施策とスケジュール

取組方針に基づき、市内全体の課題に対応するため、災害リスクの回避・低減を明確にした上で取組を定めるものとします。

防災減災の取組は居住誘導区域内に関わらず、市内全域で今後も継続していきますが、人的被害の発生が懸念される箇所などについては優先的に実施していきます。

なお、取組については、必要に応じて随時追加・変更等を行います。取組の実施にあたっては、防災まちづくりの長期的な視点を持って、短期（おおむね5年程度）、中期（おおむね10年程度）、長期（おおむね20年程度）に区分し、実施プログラムとして各取組のロードマップを定めます。

■防災指針（具体的な取り組み）

番号	取組	災害分類						施策分類				対象エリア	実施主体	実施時期の目標			
		洪水	内水	土砂	地震	津波	高潮	情報発信	避難支援	インフラ対策	その他			短期 (5年)	中期 (10年)	長期 (20年)	
リスクの低減のための施策（ハード）	1	河川改修事業（一級河川） 各河川において、治水安全度を高めるため、河川の掘削や護岸改修等を実施する。	●								●			市	→		
	2	河川改修事業（二級河川） 各河川において、治水安全度を高めるため、河川の掘削や護岸改修等を実施する。	●								●			市	→		
	3	河川改修事業（準用河川） 各河川において、治水安全度を高めるため、河川の掘削や護岸改修等を実施する。	●								●			市	→		
	4	紫川（紫川水系） 河道掘削、護岸整備、橋梁改築、堰改築 洪水氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策として、河道掘削・拡幅、護岸整備等を実施する。	●								●			県	→		
	5	板櫃川（板櫃川水系） 河道掘削 洪水氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策として、河道掘削・拡幅、護岸整備等を実施する。	●								●			県	→		
	6	東谷川（紫川水系） 河道掘削、拡幅、堤防整備、護岸整備、橋梁改築、堰改築 洪水氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策として、河道掘削・拡幅、護岸整備等を実施する。	●								●			県	→		
	7	遠賀川（遠賀川水系） 河道掘削等 洪水氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策として、河道掘削等を実施する。	●								●			国	→		
	8	笹尾川、黒川（遠賀川水系） 河道掘削、堤防整備等 洪水氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策として、河道掘削、堤防整備等を実施する。	●								●			国	→		
	9	河川の浚渫等（流下能力の維持） 洪水氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策として、河川の浚渫等を実施する。	●								●			県市	→		
	10	緊急自然災害防止対策事業（泊地浚渫） 豪雨などにより、大量の土砂が流され河口付近に堆積することで、船舶の安全な航行に支障をきたす恐れのみならず、河川の流れが阻害される恐れがあるため、河口付近（海域）の堆積土砂の浚渫を行う。	●								●			市	→		

■防災指針（具体的な取り組み）

番号	取組	災害分類						施策分類				対象エリア	実施主体	実施時期の目標		
		洪水	内水	土砂	地震	津波	高潮	情報発信	避難支援	インフラ対策	その他			短期 (5年)	中期 (10年)	長期 (20年)
リスクの低減のための施策（ハード）	11	巨過地区の再整備 (神嶽川の整備、巨過地区の土地嵩上げ) 本市の重要な商業拠点である巨過地区において、密集市街地の解消及び、隣接する二級河川神嶽川の流下能力不足に伴う浸水被害の低減のため、神嶽川の整備と併せて土地の嵩上げを含む土地区画整理事業を実施することにより、地区内の防災安全性を向上し、小倉都心部の更なる活性化を図る。	●								●		市	→		
	12	ます淵ダム(事前放流) 既存ダムの洪水調節機能の強化のため、利水ダム等における事前放流の運用を実施する。	●								●		県	→	→	
	13	農業水利施設の整備・有効活用 農業用の用排水路や排水機場・樋門等の更新・改修などの対策を実施する。	●	●							●		県市	→	→	
	14	ため池の補強・有効活用 ため池の堤体補強や洪水吐の改修を実施する。	●	●							●		県市	→	→	
	15	重点整備地区の雨水整備による 浸水被害の最小化 「浸水リスク」や「都市機能集積度」を定量的に評価したうえで、新たに「重点整備地区」(16地区)を設定し、より一層の効果的な雨水整備を進める。 なお、「重点整備地区」については、過去最大規模の降雨(1時間あたり約70mm)に対して、床下浸水の概ね解消を図る。	●								●		市	→	→	
	16	雨水貯留施設等の整備 (長野津田土地区画整理事業) 竹馬川水系流域内の土地区画整理事業において、新たに造成される宅地の浸水被害低減のため、雨水排水を一時的に貯留する調整池を整備する(貯水量V=8千m ³)	●								●		市	→		
	17	雨水貯留浸透機能の向上 流域治水に資するため、透水性舗装や浸透側溝等の雨水浸透施設を整備する。	●								●		市	→	→	
	18	急傾斜地崩壊防止施設の整備 避難の実効性・安全性を高めるために避難所・避難路等を保全する急傾斜地の対策や地すべり対策を実施する。			●						●		県	→		
	19	砂防施設の整備 流域内の漂流における土砂流出や流木を制御するため、砂防施設の整備を実施する。			●						●		県	→	→	
20	森林整備事業、治山施設の整備 森林の洪水緩和機能を保全するために間伐等の森林整備や流木・土砂の流出抑制効果を発揮させるため治山事業を実施する。	●	●							●		県	→	→		

